# 公　告

## 諸　事　項

### 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２９年（フ）第１８６１号**
さいたま市北区東大成町１丁目159番地　長山団地６―105
債務者　小島　香織
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第１８７３号**
埼玉県川口市戸塚５丁目13番７号　ロイヤルレジデンス106号
債務者　小又　政江（旧姓磯貝）
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成３０年（フ）第２５号**
埼玉県川口市大字芝6355番地　春山貸家１号室
債務者　狭山ひろ美
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成３０年（フ）第４１号**
さいたま市見沼区大谷1812番地　30―301
債務者　長崎　雅司
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成３０年（フ）第７７号**
さいたま市見沼区春野１丁目５番７―305号
債務者　鈴木　幸男
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成３０年（フ）第１０７号**
埼玉県朝霞市岡１丁目15番22―801号
債務者　白石　久雄
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成３０年（フ）第１１２号**
埼玉県朝霞市朝志ケ丘２丁目10番２号　ファインビレッジ朝志ケ丘203号
債務者　柴谷　匡昭
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成３０年（フ）第１３６号**
埼玉県上尾市谷津２丁目４番19号　タウンコート谷津205
債務者　鈴木　春治
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成３０年（フ）第１７号**
埼玉県春日部市備後東３丁目19番20号
債務者　西郷　俊和
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成３０年（フ）第６２号**
埼玉県三郷市早稲田４丁目５番地１号棟402号
債務者　小林　栄作
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成３０年（フ）第６３号**
埼玉県三郷市早稲田４丁目５番地１号棟402号
債務者　小林　章江
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成３０年（フ）第８２号**
埼玉県春日部市牛島116番地１
債務者　関戸　辰男
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成３０年（フ）第４０号**
埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷274番地２　ホワイトハイツ　101号
債務者　柿沼　良平
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日までさいたま地方裁判所熊谷支部

**平成３０年（フ）第４２号**
埼玉県大里郡寄居町大字桜沢2555番地２　コーポラス桜沢Ａ―102
債務者　内野　　順
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日までさいたま地方裁判所熊谷支部

**平成３０年（フ）第５４号**
埼玉県熊谷市銀座５丁目３番５―105号
債務者　長谷　信一
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日までさいたま地方裁判所熊谷支部

**平成３０年（フ）第３号**
埼玉県秩父市上野町８番６号
債務者　中畝　王治
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日までさいたま地方裁判所秩父支部破産係